

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法		法令の番号	平成9年法律第123号	
許認可等の種類	指定居宅サービス事業者の指定の更新		根拠条項	第70条の2	
審査基準	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条の2				
	(2) 介護保険法施行規則（平成11年3月31日 厚生省令第36号）第114条～126条				
	(3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第37号）				
	(4) 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について （平成11年9月17日 老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）				
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課
		標準処理期間		14日	目次
		標準経由期間		日	NO